

労働市場への社会的包摶と ディーセント・ワーク

—「ポスト・フォーディズムと社会法理論」に関する論点整理

矢野昌浩

1 問題の所在

(1) 失業の長期化・非定型化と労働者の生活保障

日本における近年の雇用・労働状況について、OECDのデータベースをもとに簡単な国際比較をすることから始めたい。2011年度（とくに断りのないかぎり以下では同年度の数値を示す）では失業率はOECD平均（以下「平均」という）で8.2%であり、日本については4.8%である。失業率自体は相対的に低位であるが、失業者全体に占める1年以上の失業者の割合は、平均で34.0%であるのに対し、日本は47.3%となっている。2000年度では、それぞれ29.7%、30.7%であることから、日本における失業の長期化は顕著であるといえる。

有期雇用労働者の割合は、平均で12.0%、日本で13.7%（2000年度でそれぞれ11.3%、12.5%）であり、パートタイム労働者の割合は、平均で16.5%、日本で20.6%（2002年度、14.4%、17.7%）となっている¹⁾。雇用の非典型化の傾向がみられるが、日本は平均よりも高い水準を示している。パートタイム労働者に占めるいわゆる不本意パートの割合は、平均で16.8%、日本で19.2%である。不本意パートの割合は、2000年度でそれぞれ13.0%、8.5%であったことから、日本では不本意パートが顕著に増加したと理解することができる。労働力人口に占める就業意欲喪失労働者の割合も、平均で0.5%、日本で1.0%（2000年度、0.5%、2.1%）となっている。

これらのデータから、日本においては、一方で、失業の長期化がみられるとともに、他方で、典型的な失業とは異なるが、非正規雇用と不本意パートタイム労働者の増大、就労意欲喪失労働者の持続的存在といった形での種々の潜在的な失業——失業のいわば非定型化——が広がりつつあることが示唆される。

また、フルタイム労働者の年間平均賃金は、日本については、2000年度で450万円であったが、2011年度には411万円（購買力平価で3万5000米ドル）と減少している。同じ期間において、たとえば、ヨーロッパ大陸諸国の中では、フランスで2万5000ユーロから3万4000ユーロ（同3万8000米ドル）に、ドイツで2万8000ユーロから3万4000ユーロ（同4万米ドル）に、アングロサクソン諸国の中では、イギリスで2万2000ポンドから3万1000ポンド（同4万5000米ドル）に、アメリカで4万ドルから5万4000ドルに、いずれも増加しているとの対照的である。

さらに、社会保障給付・税収の対GDP比に関する下表によれば、日本における社会保障給付は全体の水準としてはイギリスやアメリカに近く、職業訓練・再就職支援等の積極的雇用政策、失業時の所得保障、さらに家族給付といった現役世代への社会保障給付水準が低位である。これらの給付水準が低位であることは、完全雇用や高賃金等が達成されているかぎりは問題とするには足りないことかもしれないが、現状はそうではないことはすでにみたとおりである。

1) パートタイム労働者の割合を計算する際の分母には自営業者等を含み、有期雇用労働者の場合の分母は従属労働者のみとなっている。パートタイム労働者は週労働時間が30時間未満の者を指している。

(2) 貧困観の転換

以上、要するに、現役世代にあたる労働者の雇用・生活状況が悪化する一方で、労働者の雇用・生活を保障する社会的諸施策の位置づけが弱いままでされているといえる。このことは、貧困観の転換を不可避なものとする。失業の長期化・非定型化やワーキングプアにみられるように、稼得能力を有する者、それを活用する意欲のある者、さらには現に就労している者の貧困が、あらたに問題となっている。

表 社会保障給付の対GDP比（2007年度、%）

	フランス	スウェーデン	デンマーク	ドイツ	イギリス	日本	アメリカ
高齢者	11.1	9.0	7.3	8.7	5.8	8.8	5.3
遺族	1.7	0.5	0.0	2.1	0.1	1.3	0.7
障害	1.8	5.0	4.4	1.9	2.4	0.8	1.3
医療	7.5	6.6	6.6	7.8	6.8	6.3	7.2
家族	3.0	3.4	3.3	1.8	3.2	0.8	0.7
積極的雇用政策	0.9	1.1	1.3	0.7	0.3	0.2	0.1
失業	1.4	0.7	1.9	1.4	0.2	0.3	0.3
住宅	0.8	0.5	0.7	0.6	1.4	—	—
その他	0.3	0.6	0.7	0.2	0.2	0.3	0.5
合計	28.4	27.3	26.1	25.2	20.5	18.7	16.2

2 課題の設定

(1) ポスト・フォーディズムの社会法理論

ポスト・フォーディズムという時代認識により何を課題とするかは論者によって異なってくるが、経済学で提唱されている「フォーディズム成長レジーム」から「資産形成成長レジーム」(régime de croissance patrimonial)への転換、政治学で指摘されている「ケインズ主義的福祉国家」から「シュンペーター主義的ワークフェア国家²⁾への転換という議論をここでは参考にしたい。それによれば、経済成長レジームでは、経済のグローバル化と機関投資家による配当圧力のなかで、企業利潤を確保するために経済の不安定さが労働者に丸投げされており、政治レジームにおいても、もはや完全雇用や社会権の拡充が主要目標とされず、フレキシブルな生産体制に適合的な形で、労働者の選別や流動化が図られ、社会政策

2) ワークフェアという用語には種々の含意があるが、権利と資格に基づく伝統的な福祉システムを、就労による所得を重視した福祉システムに転換していく試みであり、そのような国家形成のための実践として定義できる。J. Peck, *Workfare States*, Guilford, 2001, p. 9, p. 341.

3) 拙稿「ポスト・フォーディズムと労働法理論」に関する覚書（琉大法学85号（2011年）79頁以下参照）

4) 拙稿「労働協約・総説」西谷敏也編『新基本法コンメンタール・労働組合法』（日本評論社、2011年）175頁参照。

5) 荒木誠之『社会保障の法的構造』（有斐閣、1983年）98頁・201頁参照。

6) 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告——社会保険および関連サービス』（至誠堂、1975年）252頁以下参照。

7) フランスでの議論状況の一端については、拙稿「フランスにおける労働市場政策と法——失業保険制度を中心として」（琉大法学80号（2008年）112頁以下参照）

がフレキシビリティの要求に従属させられているとされる³⁾。

この種の問題状況の現れ方は各国のこれまでの労使関係のタイプによって異なるが（経路依存性）、労働市場への国家による法規制および労働組合による協約規制⁴⁾が弱かった日本において顕著である。前述のデータはその例証といえるであろう。このような時代状況において、規範理論としての社会的基本権論を発展させることは、とりわけ日本では喫緊の課題であると考える。

また、日本の社会法理論においては、労働関係を基礎にして失業の防止とともに失業者の労働関係への復帰を課題とする労働法と、失業を要保障事故の発生として捉えて生活上のニーズへの社会的給付を課題とする社会保障法との間に、一種の役割分担が存在すると伝統的に解してきた。このような理解は、失業給付による生活保障が十分であるかの検証のないまま、失業給付日数等の変更が行われる点を、社会保障法の雇用政策への従属であり、社会保障法原理の軽視であるとの批判と表裏をなしていた⁵⁾。他の先進諸国においても程度の差はある、同様に理解してきた。たとえば、1942年のベヴァリジ報告においても、雇用の維持と失業の防止が社会保障の成り立つ前提条件として重視されていた⁶⁾。1944年のILO所得保障勧告（67号）も、就労できない場合の所得保障を問題としていた。

これに対して、今日では、ワーキングプアの問題にみられるように、雇用を保障すれば生活が安定するという前提が成り立たなくなっている。労働者のなかで相当部分を占めるようになった非正規労働者は、労働法的保護と社会保障法的保護が脆弱となりがちである。さらに、失業時の所得保障を含めた就職支援策の整備により解雇規制の緩和を正当化する議論が、日本でもヨーロッパでもみられる。福祉による就労促進あるいは逆のリスクトラック⁷⁾、就労中の福祉給付（in-work benefits）といった論点を含めて、社会保障における雇用と